

長野県談合情報対応要領

(平成30年3月26日 29契検第148号)

(趣旨)

第1 この要領は、長野県（以下「県」という。）の契約に係る情報で入札談合又は入札談合等
関与行為に関するもの（以下「談合情報」という。）があった場合における県の対応その他
の処理方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札談合 県が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。
- (2) 入札談合等関与行為 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する行為をいう。
- (3) 発注機関 談合情報の対象となる契約を所掌する県の機関（県の執行機関（地方自治法第2編第7章の規定により設置されるものをいう。）、公営企業管理者若しくは県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等の規定に基づいて独立に権限を行使することを認められたものをいう。）。

(通報)

第3 談合情報があった場合には、可能な限り当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに発注機関及び契約・検査課へ電話等により通報すること。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

3 発注機関は、入札公告以前に通報を受けた場合、談合情報に対する必要な措置を講じた上で公告しなければならない。

(談合情報の確認及び報告)

第4 通報を受けた発注機関は、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 対象案件名
- (2) 談合情報通報者の氏名、所属又は連絡先
- (3) 落札予定者の氏名又は名称及び落札予定金額（入札結果公表前に限る。）
- (4) 談合に関与したとされる者の氏名、所属又は連絡先
- (5) 談合を指示したとされる者の氏名又は名称、所属及びその指示内容
- (6) 談合に参加したとされる当事者以外に知り得ない事実
- (7) 入札談合等関与行為に関与したとされる発注機関職員の氏名等及び関与の内容

2 前項第1号の対象案件が特定でき、かつ、前項各号（前項第1号を除く。）のうち2以上（発注機関が報告の必要があると特に認める場合はこの限りではない。）について確認ができた場合は、談合情報報告書（様式第1号）により契約・検査課に報告する。

（発注機関による調査及び会計局調査請求の要否）

第5 発注機関は、第4により確認・報告した談合情報について、次の各号に掲げる項目、又は契約・検査課と協議した項目による調査・分析を行い、会計局調査請求の要否について決定する。

- (1) 入札経過書及び応札率分布表
- (2) 客観的な証拠（メモ、音声データ、写真・映像データ、ファックス送信票等）
- (3) 発注機関に提出された入札時提出書類（工事（業務）費内訳書等）
- (4) 過去の不正が行われていないとされる同種の事業の入札結果と今回の入札結果
- (5) 入札談合に関与したとされる入札者の過去の入札結果と今回の入札結果
- (6) 談合情報（第2号の客観的な証拠を含む。）の内容と今回の入札結果
- (7) 情報提供者への聴取（発注機関が必要と認めた場合に限る。）
- (8) 入札談合等関与行為との関連
- (9) その他発注機関が必要と認める項目

（会計局調査の請求等）

第6 発注機関は第5の調査により、談合情報について会計局調査を請求する必要があると決定したときは、談合情報調査請求書（様式第2号）を、当該調査を請求する必要があると決定したときは談合情報調査書（様式第3号）を会計局長に提出する。

（発注機関の入札及び契約についての措置）

第7 第3による談合情報の通報があった場合、発注機関における入札及び契約手続については次の表のとおりとする。

(1) 第4の談合情報の確認時

契約・検査課への報告	入札契約の状況		発注機関の措置
不 要	全過程		通常の入札等を執行
必 要	入札等公告前		談合情報に対する必要な措置を講じた上で公告
	契約締結前	落札者決定前	入札等を執行し、結果公表後、審査中として、落札を保留
		落札者決定後	契約を保留
	契約締結後		契約を履行

(2) 第5の発注機関による調査及び会計局調査請求時

会計局調査 請求	入札契約の状況		発注機関の措置
不 要	契約締結前	落札者決定前	会計局長が談合情報調査書（様式第3号）受理後、 保留解除、落札決定し、契約を締結
		落札者決定後	会計局長が談合情報調査書（様式第3号）受理後、 保留解除、契約を締結
	契約締結後		契約を履行
必 要	契約締結前	落札者決定前	落札決定の保留を続行
		落札者決定後	契約の保留を続行
	契約締結後		契約を履行

(会計局調査の実施)

第8 会計局長は、第6の談合情報調査請求書（様式第2号）を受理したときは、調査員を指定し、次の各号に掲げる調査を行わせる。

- (1) 発注機関の調査結果の分析
- (2) 発注機関職員への聴取
- (3) 発注機関と共同で行う入札参加者への聴取
- (4) その他会計局長が必要とする項目

2 会計局長は、前項の調査が終了したときは別に定める公正入札調査委員会を招集し、調査について審議する。

(会計局調査結果の通知等)

第9 会計局長は、公正入札調査委員会の審議結果を会計局調査結果として、談合情報調査結果通知書（様式第4号）により、発注機関に通知する。

2 会計局長は、第8の会計局調査の結果、入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足りる事実を確認した場合は、談合情報通報書（様式第5号）により、公正取引委員会、長野県警察本部（以下「捜査機関」という。）及び人事課並びにコンプライアンス・行政経営課（入札談合等関与行為に係るものに限る。以下「人事所管課」という。）に通報する。

3 会計局長は、通報後においても、必要に応じて会計局調査を行うことができる。

(発注機関の会計局調査の結果に応じた措置)

第10 発注機関は、第9第1項の談合情報調査結果通知書（様式第4号）の送付を受けたときは、下表に掲げる措置を講ずることとする。

会計局調査結果	入札契約の状況		発注機関の措置
「入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足る事実」を確認できなかったとき。	契約締結前		全応札者に誓約書（欄外記載要領による。以下同じ。）の提出を求め、落札者を決定し契約を締結。ただし、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領（平成16年12月20日16監技第197号）第30条第4項の適用、又はこれに準ずる措置を講ずることを妨げない。
	契約締結後		全応札者に誓約書の提出を求め、契約を継続。
「入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足る事実」を確認、落札者が談合当事者のとき。	契約締結前	落札者決定前	入札等を中止。
		落札者決定後	落札決定を取消し。
	契約締結後		<p>契約・検査課と協議した上で、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 契約書に該当する規定（「談合その他不正行為による解除」、「契約が解除された場合等の違約金」及び「賠償の予約」等）がある場合は当該規定による。</p> <p>(2) 契約書に該当する規定がない場合は建設工事標準請負契約約款（平成8年2月27日7監第487号）第46条の2から第52条の規定を準用する。</p>
「入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足る事実」を確認、落札者が談合当事者でないとき。	契約締結前		落札者に誓約書の提出を求め、落札者を決定し契約を締結。
	契約締結後		落札者に誓約書の提出を求め、契約を継続。

記載要領

誓約書は、「当該契約において、談合その他のいかなる不正行為も行っていないこと」、及び「今後当該契約に関し、談合その他の不正行為が発覚した場合、いかなる処分を受けても異議を申し立てないこと」を誓約し、名称・代表者氏名を記名、押印する。

2 正当な理由がなく誓約書の提出を拒否する応札者があった場合には、当該応札者に対し再度会計局調査を実施し、公正入札調査委員会の審議に付すものとする。

3 発注機関は、第1項により講じた措置について、入札契約対応報告書（様式第6号）により会計局長に報告する。

（報道機関への対応）

第11 報道機関への対応については、原則として発注機関が、契約・検査課等関係する県の機関と協議して対応する。

（入札談合等関与行為への対応）

第12 人事所管課は第9第2項の通報を受けた場合、契約・検査課に当該談合情報に係る資料の提出を求めることができる。

（長野県契約審議会への報告）

第13 会計局長は、第8第1項による会計局調査を行った場合は、長野県契約審議会に報告するものとする。

（補則）

第14 本要領に定めのない事項については、発注機関、契約・検査課、捜査機関及び人事所管課が協議の上、対応するものとする。

附則

1 本要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 本要領の施行をもって、「建設工事等談合情報対応マニュアル」（平成15年4月1日付15会検第7号）は廃止する。

3 本要領は、平成28年8月1日から施行する。

4 本要領は、平成30年4月1日から施行する。